平成２１年（フ）第８３２３号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―703号
債務者　山口　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５１号
大阪市淀川区西中島１丁目４番14号　ルーツ西中島501号
債務者　西垣　明秀
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６４号
大阪府摂津市昭和園５番５―101号
債務者　中内　輝啓
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１５号
大阪府四條畷市岡山２丁目９番６号
債務者　濱﨑めぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番16―204号
債務者　前田　朋子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７１号
大阪府豊中市豊南町南１丁目11番５号
債務者　児玉　華枝
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７４号
大阪府寝屋川市池田１丁目７番９号
債務者　田中　延往
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７６号
大阪府八尾市西山本町１丁目２番３―204号
債務者　樋上　初江
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７９号
大阪府東大阪市日下町５丁目８番26号
債務者　芦田　利恵（旧姓新川）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８０号
大阪市住吉区墨江２丁目３番65―510号
債務者　吉村　弘樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５８号
大分市牧２丁目４番５号　グリーンハイツミキー602
債務者　工藤　由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０１号
岐阜県本巣郡北方町曲路３丁目79番地
債務者　白木美弥子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６１３号
岐阜市長良1919番地１レジデンスまさきⅡ―2404号室
債務者　新谷　貞子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６１４号
岐阜市長良1919番地１レジデンスまさきⅡ―2404号室
債務者　新谷　由紀
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６２４号
岐阜市茜部菱野１丁目80番地　広瀬ビル205号室
債務者　香川　邦彦
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６２８号
岐阜市芋島２丁目14番９号　ルミナンス木方Ａ―102号室
債務者　川村富士子こと川村こと　千明冨出子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３１号
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地　尾崎団地Ｃ９棟9110
債務者　椎葉るみ子（旧姓筑本・杉浦）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月26日まで
岐阜地方裁判所